

# 甲州市住宅環境創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第61号

改正 令和5年4月1日 告示第45号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向けて、環境への負荷の少ない創エネルギー設備、省エネルギー設備又は蓄エネルギー設備を市内に存する自らの住宅等に設置した市民に対し、予算の範囲内で住宅環境創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象設備)

第2条 補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げるもので、当該各号に掲げる機能を有するもの（未使用のものに限る。）とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を用いて太陽の光エネルギーを直接的に電力に変換するシステムのうち、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10キロワット未満のもので、住宅の屋根等に設置し、電力会社の低圧配電線と逆潮流有りで連系しており、かつ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年度法第108号）に基づく認定を受けたもの
- (2) 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート） ヒートポンプ技術により空気中の熱を回収して給湯に使用する高効率給湯器のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するもので、日本産業規格（JISC9220）の評価に基づく性能表示があるもの
- (3) 地中熱利用システム 地中熱（地下水熱を含む。）を熱源として、空調又は給湯に利用するシステムであり、地中熱交換器（熱交換井等を含む。）が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるもの

- (4) 住宅用蓄電池 定置型リチウムイオン電池であり、容量が2キロワット以上のもので、太陽光発電システムにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄えるものであって、必要に応じて蓄えた電力を活用できるもの
- (5) 太陽熱利用システム 太陽の熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで、次のいずれかに該当するもの
- ア 自然循環型システム 集熱器と貯湯槽との間における水の循環に動力を使用しないもの
- イ 強制循環型システム 集熱器と貯湯槽との間における水又は熱媒の循環に動力を使用するもの
- (6) ペレットストーブ おが粉状にした木材に圧力を加え成形した木質の固形燃料（第8号において「木質ペレット」という。）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機
- (7) 薪ストーブ 薪及び端材を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機
- (8) 木質バイオマスボイラー 薪、木質ペレット等の木材の燃料を使用して蒸気、温水等を作る装置
- (補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下この条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しているものとする。

- (1) 第5条の規定による申請を行う日において甲州市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税の滞納がないこと。
- (3) 市内において、自己の居住の用に供する住宅に補助対象設備を設置する又は自己の居住の用に供するために補助対象設備を利用する住宅を取得（以下「補助対象設備の設置等」という。）することであること。
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象設備の区分ごと別表に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一の年

度において、一世帯につき 15 万円を限度とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 規則第2条の規定による申請は、補助対象設備の設置等を行った日の属する年度の末日までに、住宅環境創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助対象設備の設置等に係る契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置等に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の仕様及び規格が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備設置前及び設置後の写真
- (5) 建物所有者の設置承諾書（補助対象設備を設置する住宅が自己又は生計を一にする者の所有でない場合に限る。）（様式第2号）  
（5）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、規則第6条による実績報告とみなす。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 規則第4条の規定による通知は、住宅環境創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知は、規則第7条の規定による通知とみなす。

(維持管理等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間は継続して補助対象設備を維持管理しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助対象設備の使用状況等に係るデータ提供の協力を求めることができる。
- 3 前項の協力を求められた補助事業者は、必要とされるデータの提供に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助金の交付に係る補助対象設備を、市長の承認を受けないで処分してはならない。

(補助の制限)

第10条 補助事業者は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間は、第2条各号に掲げる補助対象設備のうち同一であるものに係る補助金の交付を受けることができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第45号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象設備	補助金の額		上限額
住宅用太陽光発電システム	対象システムの最大出力（電力会社に提出した電力需給契約申込書の発電出力欄に記載された数値。）に1kwあたり10,000円を乗じて得た額		50,000円
自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	補助対象設備の設置等に係る費用の額		50,000円
地中熱利用システム	補助対象設備の設置等に係る費用の額		100,000円
住宅用蓄電池	蓄電容量に1kwあたり10,000円を乗じて得た額		50,000円
太陽熱利用システム	自然循環型システム	補助対象設備の設置等に係る費用の額の10分の1以内の額	30,000円
	強制循環型システム	補助対象設備の設置等に係る費用の額の10分の1以内の額	50,000円
ペレットストーブ	補助対象設備の設置等に係る費用の額の10分の1以内の額		30,000円
薪ストーブ	補助対象設備の設置等に係る費用の額の10分の1以内の額		30,000円
木質バイオマスボイラー	補助対象設備の設置等に係る費用の額の10分の1以内の額		50,000円